

道路占用等工事共通仕様書

平成 7 年 4 月 2 8 日付け道維第 4－1 3 6 号制定

平成 7 年 5 月 1 日 適用

平成 1 1 年 6 月 2 3 日付け道維第 6－ 8 3 号改正

平成 1 1 年 8 月 1 日 適用

平成 1 2 年 3 月 3 0 日付け道維第 3－1 2 8 号改正

平成 1 2 年 4 月 1 日 適用

平成 1 6 年 3 月 1 日付け道維 1 第 2－4 7 号改正

平成 1 6 年 4 月 1 日 適用

平成 2 3 年 3 月 2 4 日付け道管第 3 3 0 0 号改正

平成 2 3 年 4 月 1 日 適用

令和 6 年 1 2 月 2 4 日付け道管第 3 6 4 9 号改正

令和 7 年 4 月 1 日 適用

山 梨 県 県 土 整 備 部

目 次

第 1 編 総 則

第 1 章 総 則

第 1 条	目的	1
第 2 条	適用範囲	1

第 2 章 道路管理者の指示及び監督

第 3 条	工事の指示又は変更	1
第 4 条	条件変更その他	1
第 5 条	監督	2

第 3 章 工事の時期

第 6 条	工期	2
第 7 条	工事の実施時期	2
第 8 条	夜間施工	2

第 4 章 工事の実施

第 9 条	道路使用許可	3
第 9 条の 2	沿道住民への周知	3
第 10 条	工事関係図書の提出	3
第 11 条	品質の管理	3
第 12 条	工事現場管理	4
第 13 条	保安	4
第 14 条	安全管理	4
第 15 条	路面の維持	5
第 16 条	工事現場の照明	5
第 17 条	騒音振動対策	5
第 18 条	諸法令の遵守	5
第 19 条	関係官公庁等との連絡	5
第 20 条	損害賠償又は紛争の措置	5
第 21 条	提出書類	6
第 22 条	後片付等	6

第 5 章 道路附属物その他

第 23 条	道路附属物等の工事の承認	6
--------	--------------	---

第 2 4 条	道路附属物等の原状回復	6
第 2 5 条	道路標識、区画線及び道路標識	6
第 2 6 条	防護柵	6
第 2 7 条	街路樹等	6
第 2 8 条	照明設備	7
第 2 9 条	路肩、法面等	7
第 3 0 条	境界杭等	7
第 3 1 条	現場発生品の処理	7

第 6 章 品質管理及び出来形管理

第 3 2 条	品質管理	7
第 3 3 条	出来形管理	8

第 7 章 工事報告及び完了検査

第 3 4 条	占用工事の報告	8
第 3 5 条	占用に係る道路の復旧工事の完了検査	8
第 3 5 条の 2	2 4 条工事の完了検査	9

第 8 章 瑕疵担保

第 3 6 条	瑕疵担保	9
第 3 7 条	マンホール部等の舗装の維持	1 0

第 2 編 地下埋設工事

第 1 章 掘 削

第 3 8 条	掘削の制限	1 0
第 3 9 条	取りこわし	1 0
第 4 0 条	土砂及び工事用資材の搬入・搬出	1 0
第 4 1 条	掘削	1 1

第 2 章 土 留 工

第 4 2 条	土留工	1 1
第 4 3 条	土留工の構造	1 1
第 4 4 条	杭、矢板等の打設	1 2
第 4 5 条	土留板	1 2
第 4 5 条の 2	切りばり	1 2
第 4 6 条	土留工の管理	1 2
第 4 7 条	特殊工法	1 2

第 3 章 埋 設 物

第 4 8 条	埋設物の事前確認及び保安措置、電線共同溝等近接施工	1 2
第 4 9 条	施工時の留意事項	1 2
第 5 0 条	掘削方法	1 3
第 5 1 条	露出した既設埋設物の処置	1 3
第 5 2 条	火気	1 3
第 5 3 条	埋設物の明示	1 3
第 5 4 条	埋設管の防護	1 4

第 4 章 覆 工

第 5 5 条	車道の覆工及びすり付け	1 5
第 5 6 条	歩道の覆工	1 5
第 5 7 条	覆工の管理	1 5
第 5 8 条	覆工の出入口	1 5
第 5 9 条	材料等の搬入・搬出	1 6

第 5 章 埋 戻 し

第 6 0 条	撤去、点検	1 6
第 6 1 条	埋戻しの材料及び方法	1 6
第 6 2 条	杭、矢板等の残置	1 6

第 6 章 特殊工法

第 6 3 条	推進工法、シールド工法等	1 7
---------	--------------	-----

第 7 章 仮 復 旧

第 6 4 条	仮復旧の施工及び即日本復旧	1 8
第 6 5 条	仮復旧の維持補修	1 8

第 3 編 本 復 旧

第 1 章 総 則

第 6 6 条	本復旧工事の施工区分	1 9
第 6 7 条	舗装本復旧	1 9
第 6 7 条の 2	知事又は事務所長が行う本復旧の施工年度	2 0
第 6 8 条	知事又は事務所長が行う本復旧の費用負担	2 0
第 6 9 条	路面標示類	2 0
第 7 0 条	検査	2 0

第 2 章 材料及び施工

第 7 1 条	材料及び施工	2 1
---------	--------	-----

第 3 章 その他

第 7 2 条	歩道切下げ	2 1
第 7 3 条	歩道への大型車乗り入れ	2 1
第 7 4 条	その他	2 1

添付資料

別添表－1（参考）

電線・水管・ガス管・下水道管の埋設深及び管種に関する道路占用許可基準一覧表	2 2
---------------------------------------	-----

別添表－2（第 6 1 条関係）埋戻し材料規格一覧表	2 3
----------------------------	-----

別添第 1 図（第 5 4 条関係・参考）

電線・水管・ガス管・下水道管の埋設深に関する道路占用許可基準一覧図	2 4
-----------------------------------	-----

別添第 2 図（第 6 1 条・第 6 4 条関係）埋戻し及び仮復旧構造図	2 5
---------------------------------------	-----

別添第 3 図（第 6 7 条関係）本復旧における各層の幅等の基準図	2 6
------------------------------------	-----

別添第 4 図（第 3 5 条・第 3 6 条・第 6 7 条の 2 関係）占用工事及び本復旧工事の流れ	2 7
--	-----

別添第 5 図

道路管理者（知事又は事務所長）が行う

原因者舗装本復旧についての事務処理フロー	2 8
----------------------	-----

省略参考資料

- 「道路法」（第 1 条関係）
- 「山梨県地下埋設物掘削等連絡協議会設置要綱」（第 7 条関係）
- 「道路交通法」（第 9 条関係）
- 「道路工事交通保安施設設置基準」（第 1 3 条・第 1 6 条関係）
- 「土木工事施工管理基準」、「出来形管理基準及び規格値」、及び「品質管理基準及び規格値」（第 3 2 条・第 3 3 条・第 7 0 条関係）
- 「山梨県道路法施行条例取扱要綱」（第 3 5 条関係）
- 「ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成 12 年通商産業省令第 111 号）」（第 4 9 条関係）
- 「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和 49 年 7 月 10 日付け官技発第 160 号）」（第 6 3 条関係）
- 「舗装設計施工指針」「舗装設計便覧」（第 6 7 条関係）
- 「舗装設計便覧」（第 6 7 条関係）
- 「土木工事設計マニュアル」（第 7 1 条関係）
- 「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 1 号）」（第 1 2 条関係）

- 「ガス爆発事故の防止に関する緊急の措置について（昭和 45 年 5 月 11 日付け道政発第 34 号）」（第 14 条関係）
- 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和 51 年 3 月 2 日付け官機発第 54 号の 2）」（第 17 条関係）

第 1 編 総 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本仕様書は、山梨県管理道路における道路法（以下「法」という。）第 24 条の規定による道路に関する又は道路の維持に関する工事（以下「24 条工事」という。）の施工並びに法第 32 条の規定による許可又は法第 35 条の規定による同意を得て道路を占用する者（以下「道路占用者等」という。）が行う工事（以下「占用工事」という。）の施工に関する一般的事項を示すことにより、安全かつ円滑な施工並びに道路の構造の保全及び機能の維持を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本仕様書は、24 条工事及び占用工事に適用する。

2 24 条工事施工者及び道路占用者等は、道路法、同法施行令、同法施行規則、道路占用許可申請（協議）書、その添付図書に記載された事項、許可（回答）書に付された条件及び本仕様書に定めるところによるとともに、工事の実施に関する諸規定を遵守して工事を施工しなければならない。

3 本仕様書のほかに、道路管理者である山梨県知事（以下「知事」という。）が必要と認めた場合には、特記仕様書を付加する。

4 前項の特記仕様書は、本仕様書に優先するものとする。

第 2 章 道路管理者の指示及び監督

(工事の指示又は変更)

第 3 条 24 条工事及び占用工事の施工の細部については、所轄の建設事務所長（以下「事務所長」という。）の指示を受けなければならない。

2 24 条工事施工者及び道路占用者等は、本仕様書及び添付図書により難しい事情が生じたときは、事務所長に届け出てその指示を受けなければならない。

(条件変更その他)

第 4 条 知事が必要と認めたときは、24 条工事及び占用工事の方法又は条件の変更をすることができる。

2 知事は、24 条工事施工者及び道路占用者等が本仕様書を履行せず又は履行が不完全であると認められるときは、当該工事の全部又は一部を中止させることができる。

3 24 条工事施工者及び道路占用者等は、知事から工事の手直しを命じられたときには、速やかにその指示に従わなければならない。

(監督)

第 5 条 事務所長は、次の各号に定める監督を行う。

- (1) 24 条工事及び占用工事に伴う通行の禁止又は規制箇所における保安設備等の設置状況の現場での監督
 - (2) 必要に応じて主要な道路の復旧作業の現場での監督
 - (3) 埋設物の土被り及び埋戻しにおける締固め状況並びに締固め厚の写真による監督（第 34 条第 2 項の規定により 24 条工事施工者及び道路占用者等から提示される写真による。）
 - (4) その他必要に応じて道路交通の処理方法、仮復旧路面の状況等の現場での監督
- 2 前項の監督により、工事に不備又は施工不良がある場合は、事務所長は 24 条工事施工者及び道路占用者等に、改善又は再施工の指示が出来るものとする。

第 3 章 工 事 の 時 期

（工期）

第 6 条 24 条工事施工者及び道路占用者等は、許可（回答）書に記載した工期内に工事を完成させなければならない。ただしやむを得ない事情により工期内に完成しないときは、事前に理由書を添えて変更申請を事務所長に行なわなければならない。

（工事の実施時期）

第 7 条 24 条工事及び占用工事の時期は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 知事又は事務所長が行う工事又は他の工事の時期を勘案して適当な時期とすること。
 - (2) 道路の交通に著しく支障を及ぼさない時期とすること。特に道路を横断して掘削する工事、その他道路の交通を遮断する工事については、現道交通への影響が少ない時間帯であること。
- 2 他の工事との施工時期についての具体的な連絡調整は、山梨県が別に定める「山梨県地下埋設物掘削等連絡協議会設置要綱」第 6 条の規定により設置されている地区道路掘削等調整保安部会により図るものとする。

（夜間施工）

第 8 条 次の各号の 1 つに該当する 24 条工事及び占用工事は、所轄警察署長と協議のうえ、騒音、振動等による沿道環境に与える影響を考慮のうえ支障がないと認められる場合には、極力夜間施工するものとする。

- (1) 車道の一部を閉塞し、1 車線を残して交互交通処理（時間的に区切って上下交互に通行させる交通処理方法）を行う道路において、残る車線の合計交通量が概ね 800 台／時を越える場合。
なお、交互交通においては、自動車の待時間を概ね 3 分以下とするよう、交通量に応じ閉塞区間延長を定めなければならない。
- (2) 車道の一部を閉塞し、2 車線以上残して行う工事及び迂回路を利用することにより残る 1 車線を一方通行として行う工事において、残る車線の 1 車線当たりの交通量が概ね 1,400 台／時を越える場合。
- (3) 車道の一部を閉塞することにより、1 車線確保できない場合。

第 4 章 工 事 の 実 施

（道路使用許可）

第 9 条 24 条工事施工者及び道路占用者等は、工事の施工前に、道路交通法第 77 条第 1 項の規定による所轄警察署長の道路の使用の許可を得て、事務所長が必要と認めた場合、当該許可証の写しを事務所長に提出しなければならない。

（沿道住民への周知）

第 9 条の 2 工事の施工にあたって、次の各号に掲げる事項については沿道住民に工事の内容を十分周知させなければならない。

- (1) 工事の概要、計画工程、現場組織、緊急時の体制及び対応、交通管理及び安全管理
- (2) 舗装仮復旧及び本復旧等を行う場合は、その工事についての施工計画等
- (3) その他必要と思われる事項

（工事関係図書の提出）

第 10 条 24 条工事施工者及び道路占用者等は、工事の施工にあたって、事務所長が必要と認めた場合、次の各号に掲げる図書を提出するものとする。

- (1) 工事の概要、計画工程表、現場組織表、緊急時の体制及び対応、交通管理及び安全管理
- (2) 舗装仮復旧及び本復旧等を行う場合は、その工事についての施工計画等
- (3) 使用機械、使用資材、施工方法、施工管理計画、仮設備計画、環境対策等の資料
- (4) 事務所長の指示する各種配合設計書及び材料規格書
- (5) 事務所長の指示する仮設物等について応力計算を行った設計図書
- (6) 事務所長の指示する土質調査結果及び各種試験結果
- (7) 事務所長の指示する工事方法図又は工事完成図等
- (8) その他

2 24 条工事施工者及び道路占用者等は、ガス管理設箇所及びその周辺における工事の施工にあたっては、第 1 項第 1 号の緊急時の体制として次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) ガス漏えいが発生した場合における工事区間ごとの通報責任者氏名、ガス事業者、警察及び消防機関に対する連絡方法
- (2) ガス漏えいが発生した場合における近隣住民等に対する警報措置
- (3) 緊急処理用機械の配備等の緊急処理体制に関する措置
- (4) ガス管防護のため、現場に立会うガス事業者の担当者氏名及び連絡方法
- (5) 上記のほか、事故防止対策等のため必要と認められる事項

（品質管理）

第 11 条 24 条工事施工者及び道路占用者等は、道路復旧材料について、常に品質及び規格を満足するように管理するとともに、事務所長がその資料の提出を求めた場合は、速やかに提出しなけれ

ばならない。

（工事現場管理）

- 第 1 2 条 2 4 条工事施工者及び道路占用者等は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年 9 月 2 日付け国土交通省告示 496 号）」に基づき、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- 2 道路上においては、所定の場所以外に工事用器材、発生品、使用しない材料等を置いてはならない。
- 3 2 4 条工事施工者及び道路占用者等は、工事現場が隣接し、又は他の工事と競合する場合は、相互協調して紛争を防止するよう努めなければならない。
- 4 2 4 条工事施工者及び道路占用者等は、工事の施工中においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- （1）道路の構造に影響を及ぼす行為
 - （2）安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為
 - （3）公衆に迷惑を及ぼす行為
- 5 2 4 条工事施工者及び道路占用者等は、工事現場内の安全巡視を行い、風紀衛生、火災及び盗難に対して十分注意を払わなければならない。

（保安）

- 第 1 3 条 保安施設は、山梨県が別に定める「道路工事交通保安施設設置基準」に準拠して実施しなければならない。
- 2 2 4 条工事施工者及び道路占用者等は、工事の施工中は警備業法第 2 3 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した交通整理員 1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を「道路工事保安施設設置基準」に準拠して配置し、保安要員に巡視点検をさせ、安全かつ円滑な道路の交通を確保しなければならない。なお、これにより難しい場合は、事務所長の指示に従わなければならない。

（安全確保）

- 第 1 4 条 2 4 条工事施工者及び道路占用者等は、常に工事の安全に留意し、事故の防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合における対策を平素から立案しておかなければならない。また、事故が発生した場合又は発生するおそれがあるときは、直ちに応急措置を行うとともに、速やかに事務所長及び関係官公署に連絡し、その指示を受けて必要な措置を講じなければならない。また、その事故原因を究明し、再発防止のための対策を講じなければならない。
- 2 2 4 条工事施工者及び道路占用者等は、ガス管理設箇所及びその周辺における工事の施工にあたり、現場において工事の施工方法に誤りがないように工事の施工者及び現場で作業員を指導しなければならない。
- 3 前項において工事が「ガス爆発事故の防止に関する緊急の措置について（昭和 45 年 5 月 11 日付け道政発第 34 号）」の記 2 に定める「大規模掘削工事」に該当する場合には、ガス事業者を立会わせなければならない。

（路面の維持）

第 15 条 24 条工事施工者及び道路占用者等は、工事現場付近の路面を常に良好な状態に保つとともに、路面及び排水施設等に補修又は清掃の必要が生じた場合は、速やかに実施しなければならない。

（工事現場の照明）

第 16 条 24 条工事施工者及び道路占用者等は、工事の施工が夜間である場合は、山梨県が別に定める「道路工事交通保安施設設置基準」に準拠して照明施設を設け、通行車両、通行者の安全が確保できる明るさにするとともに、作業場内の安全を図らなければならない。ただし、交通上支障のない法部等で工事を行う場合はこの限りでない。

（騒音振動対策）

第 17 条 24 条工事施工者及び道路占用者等は、工事の施工にあたり、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和 62 年 4 月 16 日建関技第 103 号）」及び関係法令を遵守し、騒音及び振動の防止又は軽減を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

2 24 条工事施工者及び道路占用者等は、工事の施工に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合は、事務所長の指示により、交通振動の測定を行わなければならない。

3 24 条工事施工者及び道路占用者等は、前項の測定の結果、基準を超過している場合は、24 条工事施工者又は道路占用者等の費用負担において、速やかに振動の防止又は軽減を図るための措置を講じなければならない。

（諸法規の遵守）

第 18 条 工事施工にあたり、諸法令および工事に関する諸法規を 24 条工事施工者及び道路占用者等の責任において遵守し、工事の円滑な進捗を図ること。

（関係官公署等との連絡）

第 19 条 24 条工事施工者及び道路占用者等は、関係官公署等と常に緊密な連絡を保つよう努めるとともに、必要がある場合は、事務所長等にその内容を報告しなければならない。

（損害賠償又は紛争の措置）

第 20 条 次の各号に掲げる場合には、直ちに事務所長に報告しなければならない。

- (1) 工事に起因して、道路構造物に損傷を与えた場合
- (2) 工事に起因して、第三者に損害が生じた場合
- (3) 工事に起因して、第三者と紛争が生じた場合

2 前各号に掲げる事項に係る損害賠償責任又は紛争解決義務は、24 条工事施工者又は道路占用者等が負わなければならない。

3 24 条工事施工者又は道路占用者等が、前項に規定する義務を履行せず事務所長に損害を与えた場合には、24 条工事施工者又は道路占用者等は、事務所長にその損害を弁済する義務を負わな

ればならない。

（提出書類）

第 2 1 条 2 4 条工事施工者及び道路占用者等は、知事又は事務所長が必要とする書類等を速やかに提出しなければならない。

（跡片付等）

第 2 2 条 工事が終了したときは跡片付及び清掃等を工期内に完了しなければならない。

第 5 章 道路附属物その他

（道路附属物の工事の承認）

第 2 3 条 2 4 条工事施工者及び道路占用者等は、道路附属物に移設の必要が生じたときには、あらかじめ事務所長に届け出て、その指示に従わなければならない。また、工事中に数量等の変更が生じた場合も同様とする。

（道路附属物等の原状回復）

第 2 4 条 工事に起因して生じた道路附属物等の損傷は、2 4 条工事施工者又は道路占用者等の責任において原状に回復しなければならない。この場合において必要な材料及び強度は、事務所長の指示に従わなければならない。

（道路標識、区画線及び道路標示）

第 2 5 条 工事のためやむを得ず道路標識の移設を行う場合は、当該道路標識の管理者と協議のうえ沿道の樹木、広告物、建造物等に留意し、道路の管理上支障とならない場所を選定しなければならない。

2 工事のためやむを得ず区画線及び道路標示を消去する場合は、削り取り等適切な方法により消去するものとし、新旧の区画線が錯綜して見えることのないようにしなければならない。

（防護柵）

第 2 6 条 工事のためやむを得ず防護柵を一時撤去した場合には、本復旧までの間、バリケードを設置する等事故防止のため必要な処置を講じておかななければならない。

（街路樹等）

第 2 7 条 工事の区間内に植栽されている樹木類は、むやみに剪定等を行ってはならない。また、消毒、整枝剪定、灌水、植樹柵内の保護等については、事務所長の指示により行わなければならない。

2 工事のためやむを得ず移植を行う場合は、次の各号に掲げる事項について事務所長の承認を受けなければならない。

- (1) 移植時期（復植を含む。）
- (2) 移植方法（復植を含む。）
- (3) 移植場所
- (4) 移植先での管理方法
- (5) 施工及び管理方法

（照明設備）

第 28 条 工事のためやむを得ず照明設備の移設を行う場合は、既照度を保つ照明施設にしなければならない。

2 引込柱、配電塔、地中線等を移設する場合は、事務所長の指示によらなければならない。

なお、移設に伴い電気の需給契約等に変更が生じる場合は、事務所長に報告し、その指示に従わなければならない。

（路肩、法面等）

第 29 条 路肩、法面等の復旧は、原則として 24 条工事施工者又は道路占用者等の責任において原状に復旧しなければならない。ただし、細部については、事務所長の指示に従わなければならない。

（境界杭等）

第 30 条 24 条工事施工者及び道路占用者等は、境界杭、境界鋸、基準点、水準点及びこれらに類するものの位置・高さに変動のないように必要な措置を講じなければならない。ただし、工事の状況により支障が生じた場合は、事務所長及び関係者と立会確認のうえ復元が出来るよう、図面作成および控杭等により整理したのち移設又は撤去し、工事完了後事務所長及び関係者の立会確認を受け、その指示により設置しなければならない。

（現場発生品の処理）

第 31 条 24 条工事施工者及び道路占用者等は、工事の施工により生じた現場発生品について、現場発生品調書を事務所長に提出し、その処理に関する指示に従わなければならない。

第 6 章 品質管理及び出来形管理

（品質管理）

第 32 条 24 条工事施工者及び道路占用者等は、山梨県県土整備部が別に定める建設工事必携の「土木工事施工管理基準」、「出来形管理基準及び規格値」、及び「品質管理基準及び規格値」（以下「土木工事施工管理基準等」という。）に基づき事務所長が指示する品質管理を行うものとする。

2 品質は、「土木工事施工管理基準等」に規定された品質管理基準に合格したものでなければならない。

(出来形管理)

第33条 24条工事施工者及び道路占用者等は、「土木工事施工管理基準等」に基づき事務所長が指示する出来形管理を行うものとする。

2 出来形は、「土木工事施工管理基準等」に規定された出来形管理基準に合格したものでなければならない。

3 24条工事施工者及び道路占用者等は、工事着手前の現場の状況（街路樹等を含む。）、工事完了後確認困難な埋設管の土被り、埋戻しにおける締固め厚、舗装復旧厚等についての工事状況について、写真を撮影しておくものとする。

4 埋設管の埋戻しにおいては、掘削（埋戻し）範囲内に設置するマンホール、ハンドホール、土留材又はやり方（丁張り）等に、各層毎の締固め厚を層別にペイント表示し、おおむね40m毎に敷均し及び締固め作業状況並びに締固め出来形の遠景及び近景を1組として、撮影しておくものとする。

第7章 24条工事及び占用工事の報告及び完了検査

(占用工事の報告)

第34条 道路占用者等は、事務所長が必要と認めた場合、埋戻し及び舗装復旧等の主要な道路復旧の日程を連絡しなければならない。

2 道路占用者等は、事務所長が必要と認めた場合、仮復旧終了後、埋設物の土被り、埋戻しにおける締固め状況及び締固め厚を撮影した写真を速やかに提示しなければならない。

(占用に係る道路の復旧工事の完了検査)

第35条 道路占用者等は、占用に係る道路の復旧工事が完了した場合においては、直ちに山梨県が別に定める「山梨県道路法施行条例取扱要綱」第10条に規定する第4号様式「道路占用に係る道路の復旧工事完了届」及び同様式に規定する工事の記録写真、品質管理結果、出来形管理結果を添付した書類（以下「占用に係る道路の復旧工事の完了届け書類」という。）を事務所長に提出し、その検査を受けるものとする。ただし、道路の構造に対し影響が少ない軽易な工事については、占用に係る道路の復旧工事の完了届け書類の提出は不要とし、検査も省略するものとする。

2 事務所長は、次の各号に掲げるところにより完了検査を行うものとする。

(1) 品質検査 前項の規定により提出された道路占用者等の品質管理結果により行う。

(2) 出来形検査 必要に応じて現地立ち会いとし、前項の規定により提出された道路占用者等の出来形管理結果に基づき行う。また、工事完了後確認困難な箇所は、提出された写真により行う。

3 事務所長は、前項の規定により検査を行った復旧工事について、その復旧状態が良好でないと認めた場合においては、道路占用者等に対し復旧工事の再施工を求めることができる。

4 舗装の本復旧工事を道路占用者等が行う場合は、仮復旧及び養生期間を経て、舗装の本復旧工事終了後、直ちに占用に係る道路の復旧工事の完了届け書類を事務所長に提出し、その検査を受けるものとする（別添第4図参照）。

5 舗装の本復旧工事に係る検査は、第70条によるものとする。

(2 4 条工事の完了検査)

第 3 5 条の 2 2 4 条工事の完了検査については、当該工事許可書（回答書）に記載の条件により引き継ぐ時に、事務所長が必要と認めた場合行うものとする。

2 2 4 条工事施工者は、工事が完了した場合においては、直ちに山梨県が別に定める「山梨県道路法施行条例取扱要綱」第 4 条第 4 号に規定する第 1－4 号様式「完成届」及び同様式に規定する完成図（出来形図）、工事の記録写真、品質管理結果、出来形管理結果等を添付した書類（以下「2 4 条完成届書類」という。）を事務所長に提出し、その検査を受けるものとする。ただし、道路の構造に対し影響が少ない軽易な工事については、2 4 条完成届書類の提出は不要とし、検査も省略するものとする。

3 事務所長は、次の各号に掲げるところにより完了検査を行うものとする。

(1) 品質検査 前項の規定により提出された 2 4 条工事施工者の品質管理結果により行う。

(2) 出来形検査 原則として現地立ち会いとし、前項の規定により提出された 2 4 条工事施工者の出来形管理結果に基づき行う。また、工事完了後確認困難な箇所は、提出された写真により行う。

4 事務所長は、前項の規定により検査を行った工事について、その復旧状態が良好でないと認めた場合においては、2 4 条工事施工者に対し工事の再施工を求めることができる。

5 舗装の本復旧工事を 2 4 条工事施工者が行う場合は、仮復旧及び養生期間を経て、舗装の本復旧工事終了後、直ちに 2 4 条完成届書類を事務所長に提出し、その検査を受けるものとする（別添第 4 図参照）。

6 舗装の本復旧工事に係る検査は、第 7 0 条によるものとする。

第 8 章 瑕 疵 担 保

(瑕疵担保)

第 3 6 条 第 3 5 条又は第 3 5 条の 2 の検査に合格し引継ぎを受けた施設並びに前条の規定により引継ぎを受けた施設に瑕疵があるときは、事務所長は 2 4 条工事施工者又は道路占用者等に対して次の各号に定める相当の責任期間においてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、事務所長は 2 4 条工事施工者又は道路占用者等に修補を請求することが出来ない。

(1) 2 4 条工事施工者の責任期間は、引継ぎを受けた日から簡易舗装、コンクリート平板ブロック舗装、砂利道及び街路樹については 1 年間、その他の道路構造物については 2 年間とする。

(2) 道路占用者等の責任期間は、知事又は事務所長が本復旧工事を施工する場合を除き、完了検査合格の日から簡易舗装、コンクリート平板ブロック舗装、砂利道及び街路樹については 1 年間、その他の道路構造物については 2 年間とする。

(3) 知事又は事務所長が本復旧工事を施工する場合の道路占用者等の責任期間は、道路占用者等が占用工事に着手したときから、知事又は事務所長が施工する本復旧工事が完了するまでの間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その瑕疵が24条工事施工者又は道路占用者等の故意又は重要な過失により生じた場合には、当該請求をすることが出来る期間は5年間とする。
- 3 瑕疵の修補については、事務所長と24条工事施工者又は道路占用者等が立ち会いのうえ、これを確認して修補の範囲等を定めるものとする。

(マンホール部等の舗装の維持)

第37条 占用工事の完了後、マンホール及びこれに類する施設の設置により、その周辺の舗装が損傷したことが明らかな場合、事務所長は道路占用者等に対して当該舗装の維持を施工させることができる。

第 2 編 地 下 埋 設 工 事

第 1 章 掘 削

(掘削の制限)

第38条 道路舗装工事完了後は、原則として、セメントコンクリート舗装については5年間、アスファルトコンクリート舗装については3年間、当該舗装路面の掘削は認められないものとする。ただし、次に掲げる場合において、知事又は事務所長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

- (1) 災害の防止、事故の復旧等一般への危険防止のために行うもの。
- (2) その他、特にやむを得ないと判断されるもの。

(取りこわし)

第39条 路面および構造物の取りこわしにあたっては、添付図面等に基づく位置とする。

- 2 取りこわし方法は、この仕様書の規定により、事務所長の指示を受けてから実施しなければならない。
- 3 舗装の切断は、コンクリート・カッター等で直線又は円形にかつ路面に垂直に行わなければならない。この場合において、切断の深さは事務所長の指示によらなければならない。
- 4 車道部分の掘削幅は、必要最小限としなければならない。
- 5 歩道部分の掘削幅は、アスファルト系舗装の場合には第1項から第4項に準ずるものとし、平板等の舗装の場合においては、1枚を単位として必要最小限とする。

(土砂及び工事用資材の搬入・搬出)

第40条 舗装の破壊片及び掘削土砂は直ちに工事現場から搬出するものとし、路面その他道路の部分に推積させたり路上で小割にしてはならない。

- 2 土運搬車の荷台には、シートをかける等の処置をし、運搬中土砂を撒き散らさないよう留意しなければならない。

- 3 路面を汚した場合は、ただちに清掃しなければならない。
- 4 多量の土砂又は工事用資材の搬入・搬出及び工事機械の輸送を伴うダンプトラック等の大型貨物自動車を使用する工事については、搬送計画、通行道路の選定、運行に関する事項、交通誘導員等の配置、及び標示板等の設置その他安全対策の基本的事項を定め、事故防止に万全を期さなければならない。

(掘削)

第41条 掘削は次の各号に掲げる事項を遵守して施工しなければならない。

- (1) 掘削は、布掘り、つぼ掘り若しくは推進工法又はこれに準ずる工法とし、えぐり掘りを行ってはならない。
- (2) 掘削面積は、当日中に復旧可能な範囲とする。ただし、工事の施工上やむを得ない場合において履工を施す等、道路の交通に著しい支障を及ぼすことのないように措置して行い、事務所長の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (3) 軟弱地盤又は湧水地帯等で湧水若しくは溜り水がある場合には、路面その他道路の部分に放流してはならない。ただし、やむを得ず道路の排水施設に放流する場合は、事務所長の指示により、沈砂濾過施設等を設けなければならない。
- (4) 湧水又は溜り水が多量な場合や、掘削に伴い地盤沈下等が生ずるおそれのある場合には、事務所長と協議のうえ、当該箇所にグラウト工、止水工等を行い、土砂の流出、地盤のゆるみ等を防止しなければならない。この際、薬害を付近に及ぼさないように適切な措置を施すとともに、第63条に準拠して関係資料を事務所長に提出しなければならない。
- (5) 沿道に接近して掘削する場合は、出入を防げないように必要な措置を講じなければならない。
- (6) 掘削は、地山の状態、掘削周辺の荷重の状態、掘削面の開放時間等によって掘削工法を検討し、施工しなければならない。

第2章 土留工

(土留工)

第42条 掘削は原則として土留工を施すものとし、施工方法は土質、占用物件の規模、既設埋設物、交通状況等を考慮したうえで選定するとともに、その構造は安全なものでなければならない。

(土留工の構造)

第43条 土留工の構造は、土留工に作用する土圧の計算を学会その他で技術的に認められた方法及び基準により、施工期間中における降雨等による条件の悪化を考慮して行い、その計算の結果に対して十分安全に耐えうるものでなければならない。

(杭、矢板等の打設)

第44条 杭、矢板等を打設する場合は、あらかじめ地下埋設物件を調査確認のうえ打設するものとし、原則として掘削底面から1.5m以上の深さまで根入れをしなければならない。

（土留板）

第45条 土留板は、掘削後直ちにはめ込み、土留板と掘削土壁との間にすき間のないよう入念に施工しなければならない。

（切りばり）

第45条の2 切りばりは、座屈のおそれがなく、かつ、ゆるみが生じて落下することのないように施工しなければならない。

（土留工の管理）

第46条 土留工を設置している期間においては、監視員を配置して常時点検を行い、土留用部材の変形及びその緊結部のゆるみなどの早期発見に努力し、事故防止につとめなければならない。

2 土留工を設置している期間において、必要がある場合は、地下水位、地盤沈下又は移動を観測してこれを記録し、地盤の隆起、沈下等異常が発生したときは、保全上の措置を講ずるとともにその旨を事務所長その他関係者に通知しなければならない。

（特殊工法）

第47条 アースアンカー、ウェルポイント、連続杭、連続地中壁、凍結工法、注入工法、グラウト工法、泥水沈埋工法等の特殊な工法を用いる場合は、その工法の安全性、地下水位低下に伴う路面の沈下、及び周辺地域の地下水の利用状況に関する詳細な資料等を申請（協議）書に添付しなければならない。

第3章 埋設物

（埋設物の事前確認及び保安措置、電線共同溝等近接施工）

第48条 24条工事施工者及び道路占用者等は、工事着手前に工事区域並びにその周辺の埋設物の位置、構造及び老朽度を調査し、埋設物の確認及び保安のために必要な措置を講じなければならない。

2 24条工事施工者及び道路占用者等は、電線共同溝、情報ボックスに近接して工事を施工する場合は、「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）Ver.2TYPE-B」（平成15年10月）に基づき事故防止に努めなければならない。

（施工時の留意事項）

第49条 24条工事施工者及び道路占用者等は、工事施工中は、周囲の地盤のゆるみ又は沈下について常に注意し、特に近接埋設物について危険のないように十分留意して掘削を行わなければならない。

2 杭及び矢板等の打設のための布掘り及びつぼ掘り等の掘削は人力をもって行わなければならない。ただし、埋設物の無いことが明確である場合は、この限りではない。

3 埋設物を露出させたまま工事を施工する場合は、埋設物の管理者と連絡、調整のうえ事故のない

ように留意するとともに、必要に応じて適切な措置を講じた後、掘削を行わなければならない。

- 4 近接埋設物に危険が予想される場合は、当該埋設物の管理者との協議に基づき、当該埋設物の移設又は防護、24条工事及び占用工事の見回り又は立会いその他の保安上必要な措置を行わなければならない。
- 5 ガス事業法の規定に基づいて設けられているガス管の防護については、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）」第54条第1号、第2号、第3号ハ及び第4号イの例によるものとする。

（掘削方法）

第50条 杭矢板等の打設のための穿孔等を行う必要がある場合は、埋設物のないことがあらかじめ明確である場合を除き、通常の埋設物が予想される深さ2m程度まであらかじめ探針等を行い、埋設物の存在が確認されたときは布掘り又はつぼ掘りを行ってこれを露出させなければならない。

（露出した既設埋設物の処置）

- 第51条 工事のため露出した既設埋設物に対し、受け防護又は吊り防護を行う場合に使用する材料は、十分な強度を有するものでなければならない。
- 2 防護を行う場合は、事前に既設埋設物管理者の承認を受けなければならない。
 - 3 露出した埋設物が既に破損していた場合には、24条工事施工者又は道路占用者等は、ただちに事務所長及び当該既設埋設物管理者に連絡し、当該既設埋設物管理者の責任において完全な修理等の措置を行うことを求めなければならない。
 - 4 露出した埋設物が埋戻しののちにおいて破損するおそれのある場合においては、事務所長及び当該既設埋設物管理者に連絡し、24条工事施工者又は道路占用者等と当該既設埋設物管理者が協議して原因を究明し、その原因者が責任をもって完全な修理等の処置を行わなければならない。

（火気）

第52条 ガス管又は石油管等の引火のおそれのある埋設物等の付近においては、溶接機、切断機などの機械器具を使用してはならない。

（埋設物の明示）

第53条 地下に埋設し、又は埋設してある通信線、水道管、下水道管、ガス管、電線及び石油管（各戸の引込み、及び国土交通省令で定めるものを除く。）については、埋設物件の名称、管理者、埋設の年及びその他保安上必要な事項を次の各号に従い明示しなければならない。

(1) 明示事項

種 別	企 業 名 等	記載事例	埋設年
電 話	〇 〇 通 信	メタルケーブル、 光ケーブル 同 軸	2 0 2 5 年
水 道	〇 〇 水 道		//
下 水 道	〇 〇 下 水	圧 送	//
ガ ス	〇 〇 ガ ス	中 圧	//
電 気	〇 〇 電 力	特 高	//
石 油	〇 〇 石 油		//

埋設の年は、西暦年を使用すること。

(2) 明示材料（以下のいずれかを使用する。）

規 格：テープ 幅 3 cm以上

シート 幅 1 5 cm以上

明示板 縦 1 5 cm以上・横 7 cm以上

材 料：耐薬品性、無腐蝕、長期無退色

(3) 明示色

電 話：赤色

水 道：青色（工業用水：白色）

下水道：茶色

ガ ス：緑色

電 気：オレンジ色

石 油：黄色

(4) 明示材料の間隔

テープ：2 m以内とすること

シート：開削工法により施工する部分のうち、原則としてマンホール及びハンドホール部を除く全延長

明示板：埋設物の起終点付近にはめ込むこと

- 2 シートの埋設位置は、管上30 cm（ガス管については50 cmとすることができる。）を標準とする。ただし、管路の土被りとの関係上舗装との離隔が確保できない場合は、どちらも10 cmまで縮小できるものとする。また、更に管天端が舗装下端に等しいときは、舗装下端に埋設しなければならない。

（埋設管の防護）

第54条 車道に埋設されるガス管及び水道（畑灌を含む。）管の本線（別添表－1に示すもの）の頂部と路面の距離（以下「土被り」という。）が、占用工事の実施上やむを得ず0.6 mを超え、かつ1.2 m以下になる場合は、道路工事及び他の占用工事から管を防護するため、原則として管

の周囲を厚さ 5 cm 以上の防護コンクリートで巻き建てるものとする（別添第 1 図(1)参照）。このとき、原則として防護コンクリートの最小部材寸法は 15 cm とし、また、路盤のなかに防護コンクリートが入らないこととする。ただし、次の各号の 1 つに該当する場合は省略することができる。

(1) 災害による復旧工事その他緊急を要する工事に伴い、一時的に設けられる埋設管

(2) マンホール、ハンドホール又は電線共同溝等（2 以上の占有者の電線を収容するため知事又は事務所長が道路の地下に設ける施設で共同溝以外のものをいう。）に収容される地下電線

2 車道に埋設される下水道管の本線において、占用工事の実施上やむを得ず下水道管の土被りが 1.0 m を超え、かつ 3.0 m 以下になる場合は、原則として前項と同様の防護を実施するものとする（別添第 1 図(1)参照）。

第 4 章 覆 工

（車道の覆工及びすり付け）

第 55 条 覆工板、桁、杭等の仮設構造物は、十分安全な構造で設計し施工しなければならない。

2 覆工は原則として鋼製又は P・C コンクリート製覆工板を使用するものとし、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品でなければならない。

3 覆工板は荷重に耐え、はね上がり、ぱたつき又は振動等によりゆるみを生じないようにし、各覆工板との間はすき間が生じないようにしなければならない。

4 舗装路面と覆工板との接合部は極力段差が生じないように施工しなければならない。ただし、やむを得ず段差が生じた場合には、アスファルト・コンクリートで交通に支障のないようにすり付けなければならない（縦断方向は 5 % 以下、横断方向は 2 % 以下ですり付け、「道路工事交通保安施設設置基準」に準拠した「段差」の標示板を設置しなければならない。）。

（歩道の覆工）

第 56 条 歩道の覆工は在来の歩道形状を保持する構造とし、すき間がないように取り付け、必要に応じて歩車道の境界には、防護柵を設置しなければならない。

（覆工の管理）

第 57 条 覆工部は常時点検し、その機能保持に万全を期すとともに、現場付近に常時予備履工板を用意しておかなければならない。

2 覆工板表面の滑り止めが摩滅等によってその機能が低下した場合は、取替え等を行わなければならない。

（覆工の出入口）

第 58 条 覆工部に地下への出入口を設ける場合は、作業場内に設けることを原則とする。やむを得ず作業場以外に設ける場合には、車道部以外に設置しなければならない。

2 地下への出入口の周囲には、高さ 1.2 m 以上の柵等を設置し、視認しやすい色彩とするとともに照明を設けるものとし、出入時以外は閉じておかなければならない。

(材料等の搬入・搬出)

第59条 材料等の搬入・搬出にあたり覆工板の一部をはずす場合は、必ずその周囲に保安施設を設けるとともに、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止し、夜間は照明設備を設置しなければならない。

2 材料等の搬入・搬出作業が終了したときは、直ちに覆工板を復元しなければならない。

第5章 埋 戻 し

(撤去、点検)

第60条 埋戻しに際し、杭・矢板等は抜き取ることを原則とし、掘削箇所内に工事材料等が残置しないように点検しなければならない。

(埋戻しの材料及び方法)

第61条 工事のため道路を掘削した場合における道路の復旧方法は、道路の機能を掘削前の道路の機能と同等にすることを原則とし、次の各号に掲げるところによらなければならない。

(1) 埋戻しの締固めは、層毎に行うとともに、ランマー、その他の締固め機械又は器具で確実に締固めること。特に埋設物、構造物等については十分留意し、その周辺は入念に締固めなければならない。

(2) 締固め後の一層の厚さは、路面下1.2mまでは0.3m以下、路面下1.2mから仮復旧路盤面下端までは0.2m以下とする。

(3) 路盤工、基層工及び表層工の施工については、本編第7章及び第3編によるものとする。

(4) 埋戻しは、原則として掘削した日に仮復旧又は本復旧まで完了しなければならない。ただし、事務所長が承認した場合はこの限りではない。

2 埋戻しに使用する材料及びその使用区分は、次の各号に掲げるところによらなければならない(別添第2図参照)。

(1) 埋設物上0.3mまでは、砂を使用するものとする。

(2) 埋設物上0.3mから路面下0.9m(歩道にあっては路面下0.3m)までは、砂、クラッシャラン、再生クラッシャラン、切込砂利、又は置換材を使用するものとする。ただし、事務所長が使用を認めたときは、発生路盤材、又は修正CBRが20以上かつ最大粒径100mm以下かつ塑性指数(PI)6以下の発生土を使用することができる。

(3) 路面下0.9mから仮復旧路盤面下端(歩道にあっては路面下0.3mから仮復旧表層面下端)までは、クラッシャラン、再生クラッシャラン、又は切込砂利を使用するものとする。

(4) 材料の規格については別添表-2によるものとする。

(杭、矢板等の残置)

第62条 杭、矢板等の残置は原則として禁止であるが、やむを得ず杭、矢板等を残置する必要がある場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。また、残置する場合は、原則として車道部は路面から深度が2.5m以上、歩道部は路面から深度が1.5m以上で切断しなければならない。

らない。

- 2 残置物件が生じた場合は、残置物件を明らかにした図面、調書を事務所長に提出しなければならない。

第 6 章 特殊工法

（推進工法、シールド工法等）

第 6 3 条 推進工法又はシールド工法により管路を築造する場合には、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 地上又は地下構造物については、あらかじめ位置、規模、構造等を調査し、工事中これらに損傷を与えないよう必要な措置を講じておくこと。なお、地下埋設物について事前に調査しなければならない。
 - (2) 立坑築造作業（土留工、支保工、掘削工及び履工）が完了したときは、事務所長の検査を受けなければならない。
 - (3) 掘進（推進）及び到達に先立つ山留材の切断（鏡切り）に当たっては、地山の崩壊、立坑内への地下水の流入等を防止するため適切な措置をとること。
 - (4) 地山の性状を考慮して切羽等の安定を十分に図りながら、熟練した専任の技術者がジャッキ等を適正に作動させ、所定のルートを正確に掘進（推進）させること。
 - (5) 余掘りによる地盤の沈下を未然に防止するために、常に掘削土量を監視し、所定の掘削土量をうわまわる土砂の取り込みが生じないよう適切な施工管理を行うこと。
 - (6) 掘進（推進）速度は、機種、工法及び土質に適した範囲を維持し、掘進（推進）作業は連続して行い、掘進（推進）区間内途中で停止させないこと。なお、掘進（推進）作業を停止する場合は、切羽を安定させるために必要な措置を講ずること。
 - (7) 掘進（推進）中異常が発生した場合は、速やかに応急措置を講ずるとともに、直ちに事務所長に報告すること。
 - (8) 掘進（推進）中は、各種ジャッキ、山留等に監視人をつけ、掘進（推進）長、推力等を記録して所定の様式により「掘進（推進）旬報」を事務所長に提出すること。
 - (9) 掘進路線上（地上）には、沈下測定点を設け、掘進（推進）前、掘進（推進）中及び掘進（推進）後の一定期間、定期的に沈下量を測定し、その記録を事務所長に提出すること。
 - (10) 残土、泥水及び泥土等は、関係法令に従って環境保全に留意し適正に処分すること。
 - (11) 裏込注入材の選定、配合及び注入量は、地質その他の施工条件を十分検討して定め、関係資料を事務所長に提出しなければならない。また、注入は偏圧が生じないように行い、空げきの隅々まで行きわたらせるようにしなければならない。
 - (12) グラウト工法においては、注入量及び材料の配合に関する関係資料を事務所長に提出しなければならない。ただし、薬液注入工法を行う場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和 49 年 7 月 10 日付け官技発第 160 号）」によるものとする。
- 2 推進工法により管路を築造する場合は、前項の規定によるほか、注入孔を有する推進管を使用する場合は、立坑間の各推進作業が完了（到達）するごと遅滞なく裏込注入を行うこと。

- 3 シールド工法により管路を築造する場合は、第1項の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。
- (1) セグメントは、1ストローク掘進するごとに直ちに組み立てること。
 - (2) 裏込注入は、1ストローク掘進するごとに遅滞なく行うこと。

第 7 章 仮 復 旧

(仮復旧の施工及び即日本復旧)

第64条 舗装道においては所要の埋戻し後、原則として速やかに仮舗装を行い、交通を開放するものとする。ただし、復旧工事の施工性及び交通の安全の確保に支障がないと事務所長が認めた場合は、即日本復旧舗装を行うものとする。

- 2 仮復旧の舗装構成は、車道と歩道の区分に応じて、原則として下表によるものとする（別添第2図参照）。なお、特記指示書により、仮復旧（車道、歩道共）の際、本復旧構造の砕石路盤については本復旧（路盤先行）として施工することができる。

車道と歩道の区分	表 層 厚	路 盤 厚
車 道	5 cm以上	1 0 cm以上
歩 道	3 cm以上	—

- 3 **仮復旧**の使用材料は、原則として表層については加熱アスファルト混合物、又は再生加熱アスファルト混合物、路盤についてはクラッシャラン又は再生クラッシャランとする。
- 4 路面標示類は、交通規制効果と交通安全確保のため必要なものなので、仮復旧であっても、トラフィック・ペイント等で原形通りに必ず塗装を行わなければならない。

(仮復旧の維持補修)

第65条 24条工事施工者及び道路占用者等は、本復旧工事に着手するまでの間、次の各号に掲げるところにより、仮復旧部分の維持補修等を行わなければならない。

- (1) 24条工事施工者及び道路占用者等は、工事の施工箇所を常に巡回し、道路の周辺の生活環境を保全するため、道路交通に伴う騒音及び振動の防止又は軽減を図るよう、特に配慮しなければならない。また、路面の沈下、排水処理その他不良箇所が生じたときは、直ちに手直しを実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。
- (2) 24条工事施工者及び道路占用者等は、工事施工区間の仮復旧の路面状況について、2ヶ所以上又は100m毎に撮影した写真を毎月、事務所長に必要なに応じて提出させることができる。
- (3) 事務所長が手直しを指示した場合には、これに従わなければならない。

第 3 編 本 復 旧

第 1 章 総 則

(本復旧工事の施工区分)

第 6 6 条 占用工事に伴う掘削部の本復旧は、次の各号に掲げる場合を除き、道路占用者等が施工するものとする。

- (1) 道路全域にわたり影響するような大規模の掘削工事で、その本復旧に高度の舗装技術等を必要とする場合。
- (2) 占用工事による掘削が他の占用工事と競合及び隣接することにより、知事又は事務所長が統一して本復旧工事を施工する必要がある場合。
- (3) 本復旧工事と合わせて道路補修工事等を施工する必要がある場合。
- (4) 占用工事を道路工事の先行工事として行なう場合。
- (5) その他知事又は事務所長が特に必要と認めた場合。

(舗装本復旧)

第 6 7 条 舗装本復旧工事は、即日本復旧舗装を原則とする。

- 2 舗装本復旧工事は即日本復旧舗装を除き、舗装本復旧の範囲を改めて舗装切断を行ない、仮復旧及び既設舗装を舗装本復旧の所定の上層路盤面まで掘削した後に舗装本復旧を行うことを原則とする。
- 3 舗装本復旧の面積等は次の各号によることを標準とし、事務所長と 2 4 条工事施工者又は道路占用者等が必要に応じて現地立ち会いの上決定するものとする（別添第 3 図参照）。
 - (1) 粒調碎石上層路盤の本復旧の幅員は、掘削幅とその両側の影響幅を加えた幅とする。ただし、その幅員が 2. 5 m に満たない場合は、2. 5 m とする。
 - (2) 2 車線以上の車線を有する車道における表層部（表層及び基層）及び歴青安定処理上層路盤の本復旧の幅員は、前号の幅員の範囲を含む車線と隣接する路肩を加えた幅とする。ただし、前号の幅員の範囲が、中心線又は車線境界線を越えて 2 車線以上に及ぶ場合は、前号の幅員の範囲が及ぶ全車線と隣接する路肩を加えた幅とする。
 - (3) 1 車線の道路の表層部の本復旧の幅員は、アスファルトコンクリートの打継目が道路中心線にあり、かつ、第 1 号の幅員の範囲がその打継目を越えない場合は、打継目を境として掘削を行った片側のみとする。そうでない場合は全幅とする。
 - (4) 舗装本復旧の延長は、掘削部分の端から影響幅を両端に加えた延長とする。ただし、工事が道路の横断方向の掘削、又は点掘りの場合で、影響幅を含めた舗装本復旧の延長が 5. 0 m に満たない場合は、5. 0 m とする。
- 4 道路の構造、交通の状況、土質の関係から、前項に規定する部分についての舗装本復旧によっては、掘削前の構造耐力を保持することが困難であると認められる場合においては、舗装本復旧は当該部分に加えて、掘削前の構造耐力を保持するため必要な部分について行うものとする。
- 5 舗装本復旧の舗装構成は、次の各号によるものとする。

- (1) 知事又は事務所長が当該箇所の地質試験（ＣＢＲ試験等）結果及び舗装構成（以下「既存資料」という。）を保管している場合は、既存資料と最新の交通量調査結果を基に「舗装設計施工指針」又は「舗装設計便覧」等により２４条工事施工者又は道路占用者等が策定し、復旧工事の施工性及び交通の安全の確保に支障がないと事務所長が認めた舗装構成。
 - (2) 既存資料がない場合は、事務所長と協議し決定するものとするが、必要に応じて当該箇所のＣＢＲ地質試験を２４条工事施工者又は道路占用者等が行いその結果及び最新の交通量調査結果を基に「舗装設計施工指針」又は「舗装設計便覧」等により２４条工事施工者又は道路占用者等が策定し、復旧工事の施工性及び交通の安全の確保に支障がないと事務所長が認めた舗装構成。この場合のＣＢＲ地質試験については、復旧延長２００ｍ以下については１ヶ所、２００ｍ以上については２００ｍにつき１ヶ所行うものとする。
 - (3) 前号のＣＢＲ地質試験時に道路占用者等が確認した既設舗装構成が、前号により策定した舗装構成より堅固な構成の場合は、既設の舗装構成としても良いものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、カラー平板ブロック、舗石タイル、透水性舗装等の特殊舗装の復旧は、既設特殊舗装材と同一種類の材料を使用した既設舗装構成による原形復旧を原則とする。

（知事又は事務所長が行う本復旧の施工年度）

第６７条の２ 知事又は事務所長が当該年度に本復旧を行う箇所は、原則として１１月末日までに道路占用者等が第３５条の規定による占用に係る道路の復旧工事の完了届け書類を提出し、事務所長の完了検査を受け、その完了検査に基づく本復旧の面積等が確定する箇所とし、１２月以降に面積等が確定する箇所は、翌年度に本復旧を施工するものとする（別添第４図参照）。

（知事又は事務所長が行う本復旧の費用負担）

第６８条 知事又は事務所長が本復旧を行う場合の費用は、第６７条の規定により決定した面積及び舗装構成等によって事務所長が算定した工事費（その他道路構造物の復旧費用を含む）並びにその工事費の６％に相当する事務費を加えた費用を、当該本復旧を行う年度に道路占用者等が負担する。

2 本復旧に要する費用は、別に発行する納入通知書により納入する。

（路面標示類）

第６９条 路面標示類は、交通規制効果と交通安全確保のため必要なものなので、原則として原形通りに施工しなければならないが、事前に交通管理者及び事務所長の承認を得た場合はこの限りではない。

（検査）

第７０条 ２４条工事施工者及び道路占用者等は、次の各号に掲げるところにより本復旧工事について、事務所長の検査を受けなければならない。

- (1) 上層路盤については、必要に応じて舗設前に路盤検査を受けなければならない。
- (2) 検査のためにコアを採取するときは、事務所長の指示する箇所から抜き取らなければならない。

- (3) 検査の際に指摘された箇所の手直しは直ちに行い、再検査を受けなければならない。
- (4) 検査に要する費用は、道路占用者等が負担しなければならない。

第 2 章 材料及び施工

(材料及び施工)

第 7 1 条 材料及び施工については、「土木工事設計マニュアル第 4 章舗装工（山梨県県土整備部監修）」による。

第 3 章 その他

(歩道切下げ)

第 7 2 条 歩道切下げについては、原則として掘削前の原形に復旧するものとするが、やむを得ず形状等を変更する必要がある場合には、事務所に届け出て形状及び構造等についてその指示を受けなければならない。

(歩道への大型車乗り入れ)

第 7 3 条 歩道への大型車の乗り入れ部の構造等については、事務所の指示によるものとする。

(その他)

第 7 4 条 本仕様書に定めていない事項については、事務所の指示によるものとする。

埋 戻 し 材 料 規 格 一 覧 表

使 用 区 分	材 料	規		格		摘 要
		粒 径		塑 性 指 数 (P I)	C B R 値	
		最 大 径	0.074mm以下通過量			
埋設物上0.3mまで	砂	10mm以下	10%以下	—	—	
埋設物上0.3mから 路面下0.9m（歩道 にあつては路面 下0.3m）まで	砂	10mm以下	10%以下	—	修正CBR 値20以上	
	クラッシャラン	100mm以下	—	6以下	修正CBR 値20以上	
	再生クラッシャラン	100mm以下	—	6以下	修正CBR 値20以上	
	切込砂利	100mm以下	—	6以下	修正CBR 値20以上	
	置換材	100mm以下	—	6以下	修正CBR 値20以上	
	発生路盤材	100mm以下	—	6以下	修正CBR 値20以上	道路管理者の承認が必要
	発生土	100mm以下	—	6以下	修正CBR 値20以上	道路管理者の承認が必要
路面下0.9mから仮 復旧路盤面下端（ 歩道にあつては路 面下0.3mから仮復 旧表層下端）まで	クラッシャラン	50mm以下	10%以下	6以下	修正CBR 値30以上	
	再生クラッシャラン	50mm以下	10%以下	6以下	修正CBR 値30以上	
	切込砂利	50mm以下	10%以下	6以下	修正CBR 値30以上	

電線・水管・ガスパ管・下水道管の埋設深及び管種に関する道路占用許可基準一覧表

平成11年 6月23日付け道維第 6-83号：表新設
 平成11年 7月12日付け道維第 7-39号：一部誤記修正
 平成11年11月 4日付け道維第11- 5号：表全部訂正
 平成16年 3月 1日付け道維第2-47号：一部改正
 平成23年 月 日付け道管第 号：一部改正

事業種別		地下埋設管種・口径		埋設深	
事業名称	路線種別	管 種	口 径	車道	歩道
ガ ス 事業	本線(※注1)	個々に協議		路面と管の頂部間距離1.2m(やむを得ない場合0.6m)	
	本線(※注1)の内、右記の管種・口径の物	鋼管(JIS G3452)	300mm以下	舗装厚(路盤含む)+0.3m(当該値が0.6mに満たない場合は0.6m)(※注7)	路面(※注6)と管の頂部間距離0.5m
	本線以外(※注1)	ダクタイル鋳鉄管(JIS G5526)	300mm以下		
	各戸引込管	ポリエチレン管(JIS K6774)	200mm以下		
		上記以外の管種・口径の物については個々に協議			
水道事業 (畑灌を含む)	本線(※注1)	個々に協議		路面と管の頂部間距離1.2m(やむを得ない場合0.6m)	
	本線(※注1)の内、右記の管種・口径の物	鋼管(JIS G3452)	300mm以下	舗装厚(路盤含む)+0.3m(当該値が0.6mに満たない場合は0.6m)(※注7)	路面(※注6)と管の頂部間距離0.5m
	本線以外(※注1)	ダクタイル鋳鉄管(JIS G5526)	300mm以下		
	各戸引込管	硬質塩化ビニル管(JIS K6742)	300mm以下		
		水道配管用ポリエチレン管(※注3)			
		上記以外の管種・口径の物については個々に協議			
下水道事業	本線(※注2)	個々に協議		路面と管の頂部間距離3.0m(やむを得ない場合1.0m)	
	本線(※注2)の内、右記の管種・口径の物	ダクタイル鋳鉄管(JIS G5526)	300mm以下	舗装厚(路盤含む)+0.3m(当該値が1.0mに満たない場合は1.0m)(※注7)	路面(※注6)と管の頂部間距離0.5m
	本線以外(※注2)	ヒューム管(JIS A5303)(※注4)	300mm以下		
	各戸引込管	強化プラスチック複合管(JIS A5350)	300mm以下		
		硬質塩化ビニル管(JIS K6741)			
		陶管(JIS R1201)			
		上記以外の管種・口径の物については個々に協議			
電気事業		鋼管(JIS G3452)	250mm以下	舗装厚(路盤含む)+0.3m(当該値が0.6mに満たない場合は0.6m)(※注7)	路面(※注6)と管の頂部間距離0.5m
		強化プラスチック複合管(JIS A5350)	250mm以下		
		耐衝撃性硬質塩化ビニル管(JIS K6741)	300mm以下		
		コンクリート多孔管(※注5)	φ125×9条以下		
		上記以外の管種・口径の物については個々に協議			
電気通信事業		硬質塩化ビニル管(JIS K6741)	75mm以下	舗装厚(路盤含む)+0.3m(当該値が0.6mに満たない場合は0.6m)(※注7)	路面(※注6)と管の頂部間距離0.5m
		鋼管(JIS G3452)	75mm以下		
			上記以外の管種・口径の物については個々に協議		

※注1：ガス・水道の本線とは、ガス・水道施設における基幹的な線で、道路の地下に設けるには道路構造の保全等の観点から所要の配意を要するものをいう。

本線以外とは、給水管または引込線と直接接続されているものもしくは直接接続が予定されているものをいう。

給水管は、本線以外の管に該当する。

※注2：下水道管の本線とは、下水道施設における幹線的な線で、道路の地下に設けるには道路構造の保全等の観点から所要の配意を要するものをいう。

下水道法施行規則第3条第1項に規定する主要な管渠：下水排除面積が20ha以上の管渠が、下水道管の本線に該当する。

※注3：水道配管用ポリエチレン管については、引張降伏強度204Kgf/cm²以上のものでかつ外径/厚さ=11のもののみ使用可である。

※注4：下水道管に外圧1種ヒューム管を用いる場合には、当該下水管と路面との距離は1.0m以下にはしないこと。

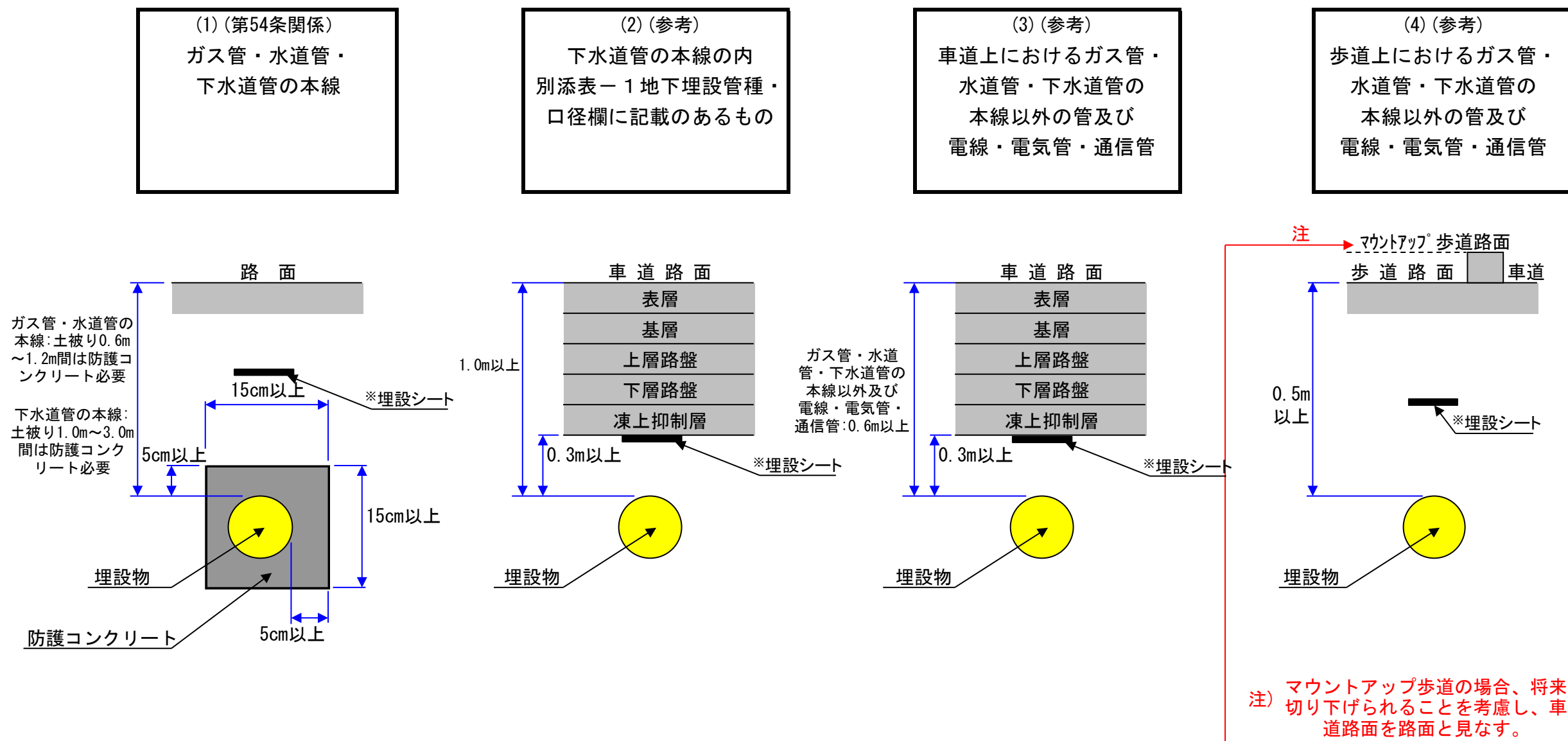
※注5：コンクリート多孔管については、管材曲げ引張強度54Kgf/cm²以上のもののみ使用可である。

※注6：マウントアップ歩道の場合、将来切り下げられることを考慮し、車道路面を路面と見なす。

※注7：路盤には凍上抑制層を含み、しゃ断層は含まない。

別添第1図（第54条関係・参考）

電線・水管・ガスパ管・下水道管の埋設深に関する道路占用許可基準一覧図



※ 管種・口径については、別添表－1によること。

※ シートの埋設位置は、管上30cm（ガスパ管については50cmとすることができる。）を標準とする。ただし、管路の土被りとの関係上舗装との離隔が確保できない場合は、どちらも10cmまで縮小できるものとする。また、更に管天端が舗装下端に等しいときは、舗装下端に埋設しなければならない。

埋戻し及び仮復旧構造図

車道部

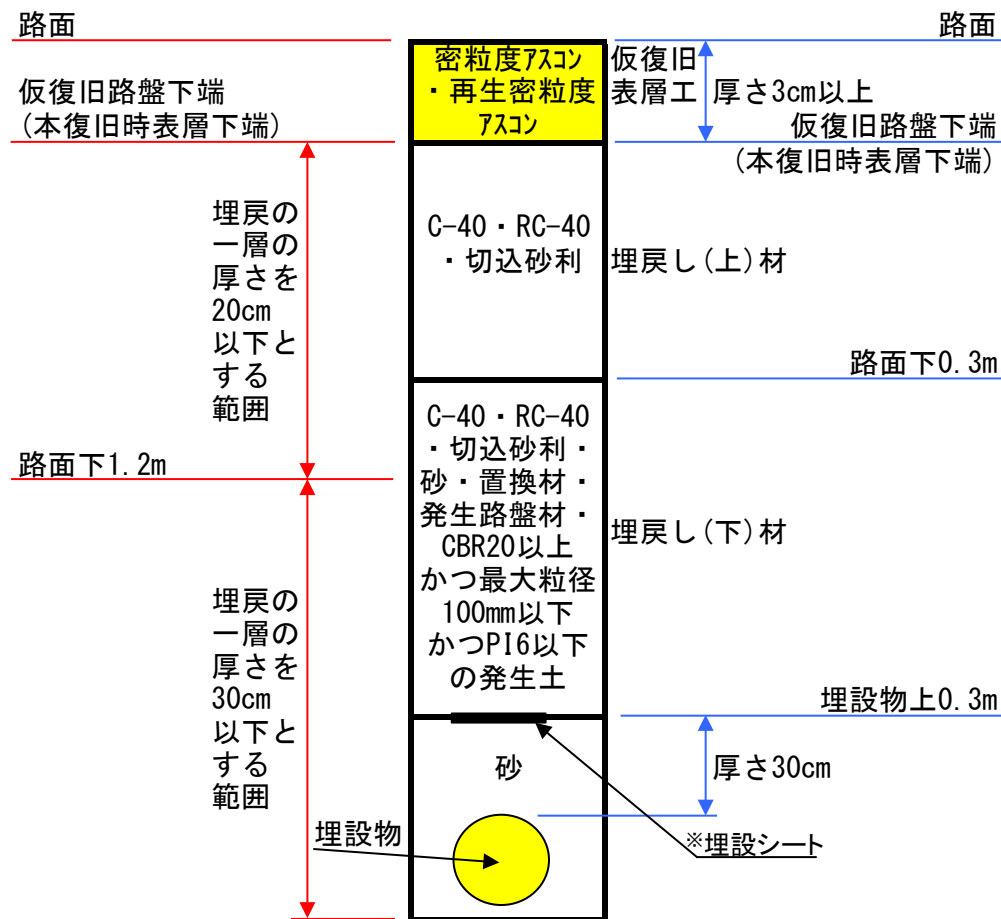
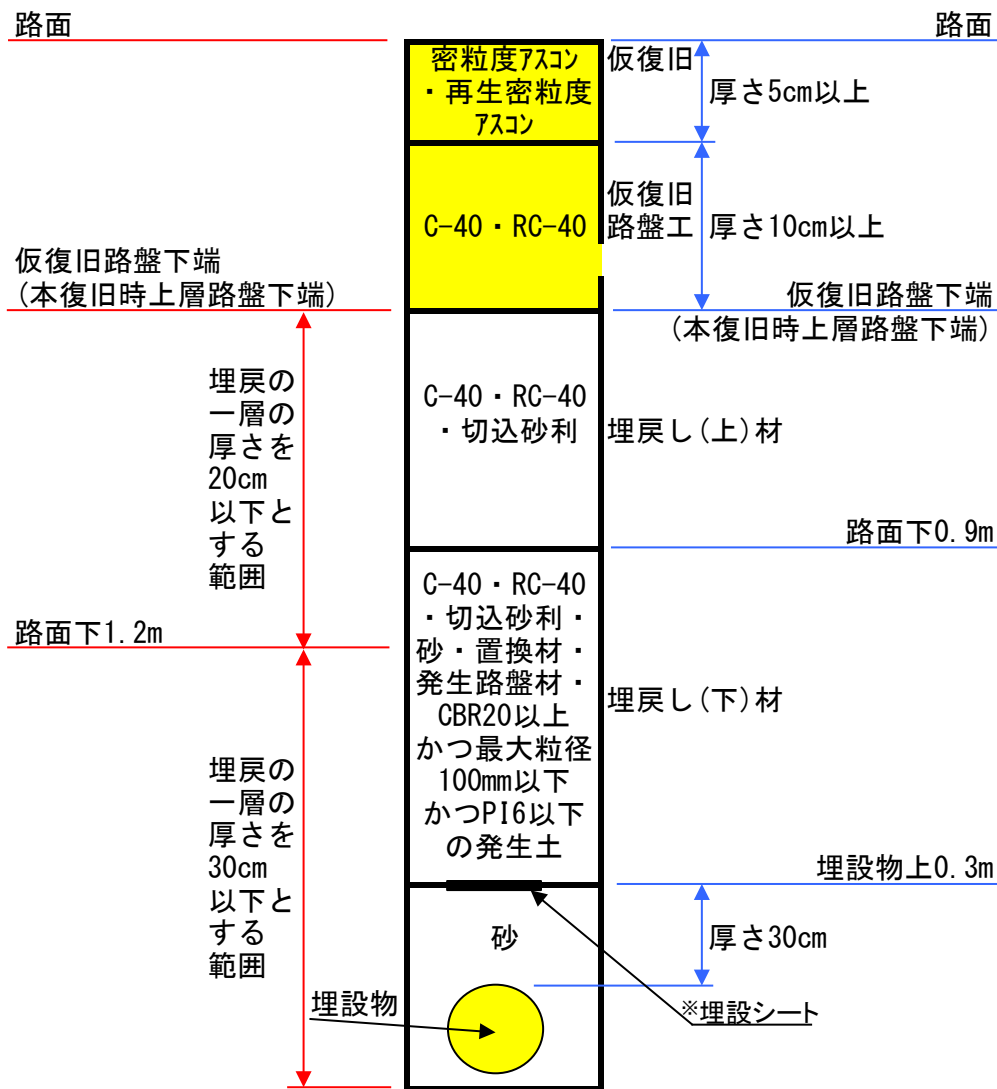
締固めの厚さの規定
第61条第1項参照

材質厚さの区分規定
第61条第2項
第64条第2・3項参照

歩道部

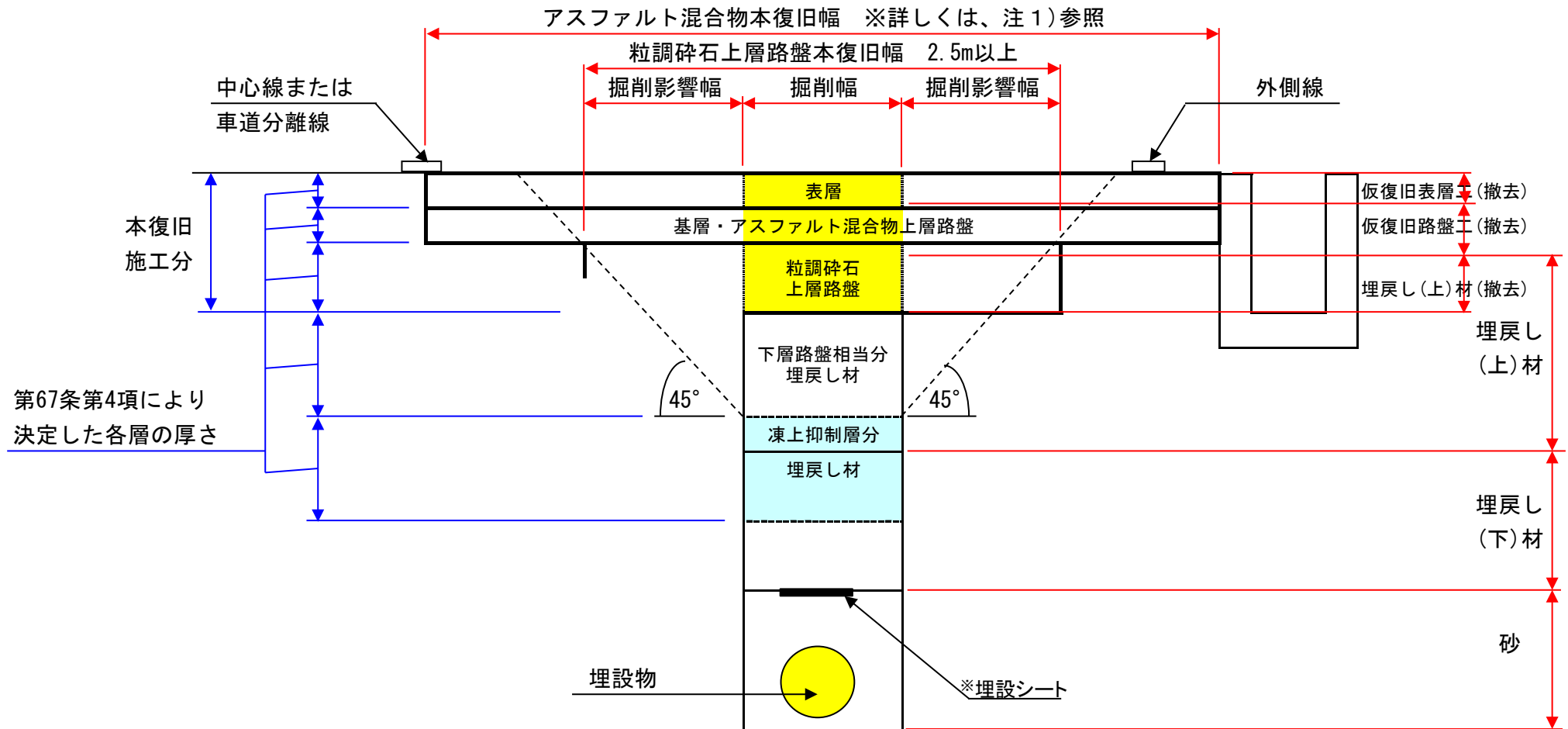
締固めの厚さの規定
第61条第1項参照

材質厚さの区分規定
第61条第2項
第64条第2・3項参照



※ シートの埋設位置は、管上30cm（ガス管については50cmとすることができる。）を標準とする。ただし、管路の土被りとの関係上舗装との離隔が確保できない場合は、どちらも10cmまで縮小できるものとする。また、更に管天端が舗装下端に等しいときは、舗装下端に埋設しなければならない。

本復旧における各層の幅等の基準図

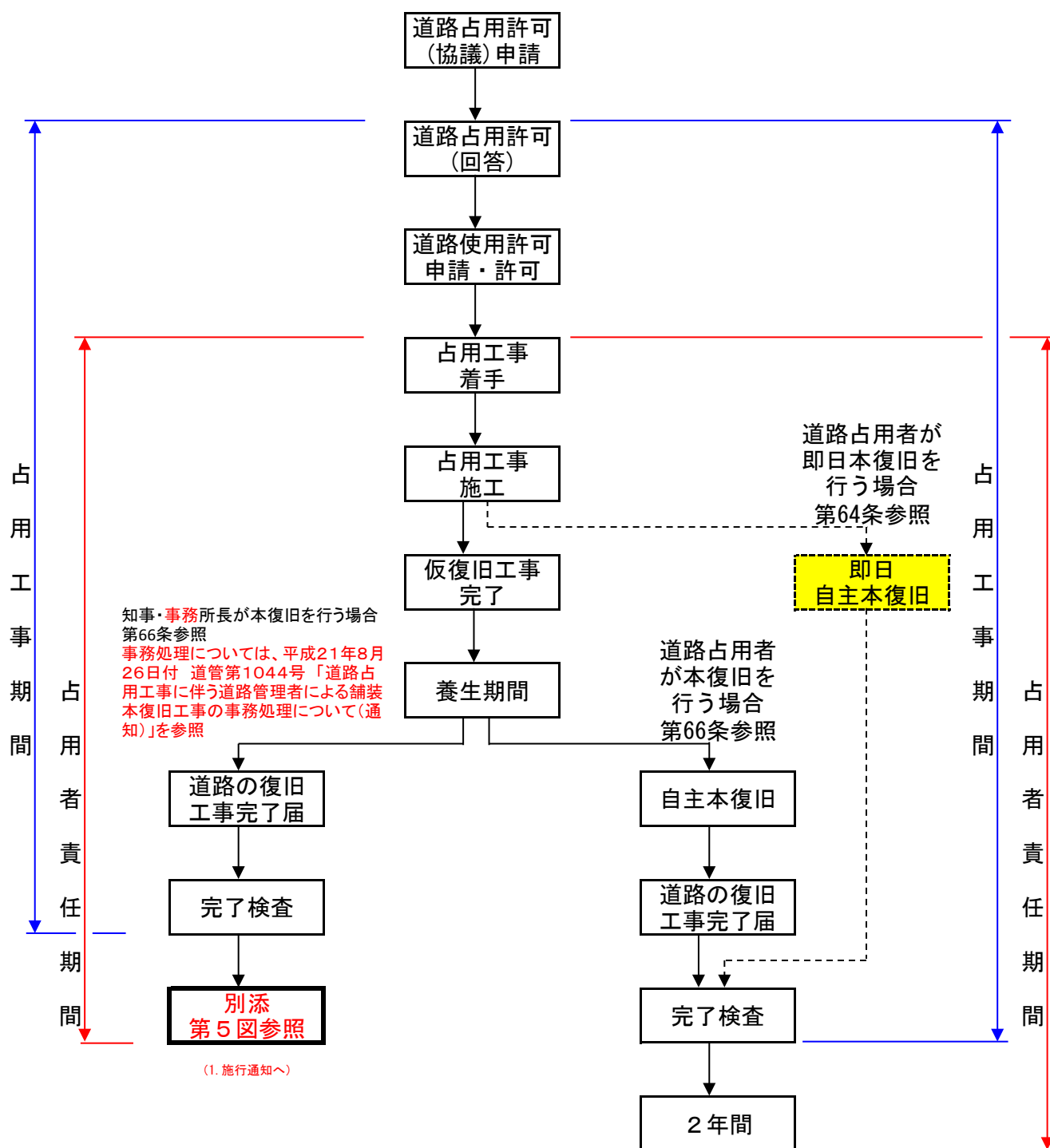


- 注1) アスファルト混合物の本復旧幅について
 2車線以上の車線を有する車道の場合：1車線とその路肩を含む幅。ただし、本復旧粒調碎石上層路盤が中心線または車線境界を越える場合は越えた車線及び路肩を含む幅。
 1車線の道路：既設アスファルトの打継目が道路中心にあり、本復旧粒調碎石上層路盤がその打継目を越えない場合は打継目を境として掘削を行った片側のみ。ただしそうでない場合は全幅。

- 注2) アスファルト混合物の本復旧延長について
 掘削部分の端から掘削影響幅を両側に加えた延長。ただし、5.0m未満の場合は5.0mとする。

- ※ シートの埋設位置は、管上30cm（ガス管については50cmとすることができる。）を標準とする。ただし、管路の土被りととの関係上舗装との離隔が確保できない場合は、どちらも10cmまで縮小できるものとする。また、更に管天端が舗装下端に等しいときは、舗装下端に埋設しなければならない。

占用工事及び本復旧工事の流れ



別添第5図

道路管理者(知事または事務所長)が行う原因者舗装本復旧についての事務処理フロー

